



本町では、令和元年東日本台風被害からの復旧・復興を進めるとともに、丸森町農業振興ビジョンに基づき、『儲ける農業』を推進するため、農業者向けの各種補助事業を用意しております。具体的な内容についてはお気軽にご相談ください。 予算の範囲内となります。

問合せ先:丸森町役場 農林課 (代表)TEL 72-2113

【水田関係:農政班】

事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率(額)
1 水田利活用推進対策事業	転作の団地化や振興特産作物、地力増進作物などの生産の定着、拡大を支援します。	・水田活用の直接支払交付金の交付対象者 ・水田活用の直接支払交付金の交付対象面積	(交付単価)10aあたり 振興特産作物5,000円 産地交付金と合わせ20,000円 ブロッコリー、小菊、えごま、イチゴ:10,000円 産地交付金と合わせ30,000円 ○地力増進作物35,000円 等
2 (拡充) 低コスト稲作推進事業	低コスト稲作を行うための機械購入に要する経費を助成します。	低コスト技術導入型 ・町内の農家3戸以上で組織する団体又は農地所有適格法人 ・大型田植機(6条植以上)導入費用	1/3以内 (上限150万円)
		スマート農業推進型 ・町内の農家3戸以上で組織する団体又は農地所有適格法人 ・概ね10ha以上の水稲を作付している者 ・農業用ドローン 等 導入費用	1/3以内 (上限50万円)
		飼料用米拡大支援型 ・町内の農家3戸以上で組織する団体又は農地所有適格法人 ・2年以内に飼料用米を1ha以上作付けする計画がある者 ・フレコン自動計量機 導入費用	1/3以内 (上限50万円)
3 水田農業担い手育成特別対策事業	担い手農家の体質強化とブランド米生産の取組を支援します。(取組が重複する水田では、いずれか一方のみを交付対象とします。)	担い手体質強化型 ・主食用米を作付する認定農業者又は中心経営体等 ・低コスト技術の取組 Aタイプ(疎植栽培、プール育苗、温湯種子消毒、流し込み施肥、側条施肥、農薬の箱苗播種同時処理等から2つ以上を実施) Bタイプ(直播栽培、密苗栽培から1つ実施)	定額 Aタイプ:1,000円以内/10a Bタイプ:1,500円以内/10a
		ブランド米生産型 ・丸森町ブランド米研究会 ・上記会員が土壌診断に基づく、土壌改良資材の購入費	1/2以内 (上限3,000円/10a)

【担い手育成支援関係:農政班】

事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率(額)
4 シルバー人材農業活用事業	農作業にシルバー人材を活用する際の経費を助成します。	・認定農業者 ・丸森町シルバー人材センター登録者を活用する際の経費	1/2以内 (年間20万円上限)
5 認定農業者支援事業	認定農業者の規模拡大のための機械施設整備に要する経費を助成します。	・認定農業者等 ・5年後も認定農業者であることが見込まれる者(ただし、既に交付を受けた者は、5年間補助対象としない) ・青色申告している者(ただし、今後青色申告することが見込まれる者) 農業用機械購入費 農業用施設整備費	1/3以内(上限50万円) 認定農業者で構成する団体の上限額は、50万円×認定農業者数
6 新規就農者定住推進事業	新規就農者の定住を推進するため、家賃助成を行います。	・認定新規就農者 ・町外からの転入者(単身、夫婦、子育て世帯) ・8年以上本町で就農すること。 ・民間の住宅やアパートの家賃補助(3年分対象) 公営住宅は対象外 しあわせ丸森暮らし応援事業(子育て定住推進課所管) との重複利用は不可	1/2以内(上限4万円/月)
7 (新規) 就農研修生受入農家等支援事業	農業研修生を受け入れる農家に対して、育成に要する経費を助成します。	・対象者要件 県が認める研修機関となり、就農準備資金(旧農業次世代人材投資資金 準備型)の対象となる研修生を受け入れる農家、農業法人等	2,000円/日(定額)
8 各種新規就農者関連事業	認定新規就農者の定着及び育成を図るため、各種整備に要する経費等を助成します。	【事業メニュー】 担い手確保支援事業(町) 新規就農者育成総合対策事業(国) ・就農準備資金(旧農業次世代人材投資資金 準備型) ・経営開始資金(旧農業次世代人材投資資金 経営開始型) ・経営発展支援事業(新規)	詳細については、農林課へお問合せ下さい。

【園芸特産関係:農政班】

事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率(額)
9 (拡充) 園芸特産振興事業	園芸特産作物における産地育成と販売農家掘り起こしを促すための経費を助成します。	重点作物支援型 ・対象品目:農業振興ビジョンに掲げる重点作物(ブロッコリー、小菊、柿、イチゴ) ・農協園芸関係部会等 機械購入費・施設整備費(対象品目共通) 1機械・1施設につき、事業費150万円以内 新規栽培者の種苗費・農業資材費 (対象品目:ブロッコリー、小菊) 春作防寒被覆資材費 (対象品目:ブロッコリー) 黒すす病対策薬剤防除費 (対象品目:ブロッコリー)	1/3以内(定植機又は主食用米から対象品目へ5a以上の転換を目的とする場合は1/2以内) 上限5万円/10a(ブロッコリー) 3万円/10a(小菊) 3万円/10a(ブロッコリー) 3千円/10a(ブロッコリー)
		園芸作物支援型 ・対象品目:園芸作物全般(重点作物支援型の対象品目を除く) ・農協園芸関係部会等 機械購入費・施設整備費 1機械・1施設につき、事業費150万円以内 新規優良種苗費	1/3以内(上限は下記のとおり) 1機械・1施設につき年間50万円 1法人・1団体につき年間50万円
10 特産品開発支援事業補助金	6次産業化等を推進するため、町内における地域資源を活用した特産品の開発に係る経費を助成します。	・町内で活動している又は活動予定のある者、企業若しくは団体 〔開発に要する経費〕 各種専門家コンサルタント料、市場調査費、広告宣伝費、試作品作成費等(ただし、機器購入及び施設整備に要する経費を除く。) 〔製造販売等に要する経費〕 製造・販売に使用する機械等に要する経費	2/3以内(上限は下記のとおり) 開発に要する経費:30万円 製造販売等に要する経費:200万円

【畜産関係：農政班】

	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率（額）
11	自給飼料生産拡大支援事業	自給飼料生産拡大のための機械購入経費を助成します。	・町内の農家3戸以上で組織する団体等 ・飼料作物生産に要する機械購入費	1/3以内 (上限額100万円)
12	和牛振興対策事業 (優良基礎雌牛保留奨励事業)	優良繁殖雌牛を町内に保留するための必要な経費を助成します。	・丸森町和牛改良組合 ・優良な基礎雌牛の保留に要する経費	定額8万円/頭 以内
13	和牛振興対策事業 (繁殖素牛導入支援事業)	繁殖基盤整備のための優良な素牛導入に係る経費を助成します。	・丸森町和牛改良組合 ・繁殖素牛(購入価格40万円以上)の導入に係る経費(購入価格-40万円)	(購入価格-40万円)×1/2以内 (上限20万円/頭)
14	和牛振興対策事業 (和牛繁殖農家経営基盤整備事業)	和牛繁殖農家の経営基盤整備のための機械、簡易施設整備の経費を助成します。	・丸森町和牛改良組合 ・機械、簡易施設の整備費 (自給飼料生産拡大のための機械購入費は除く)	1/3以内
15	豚熱防疫対策事業補助金	養豚農家の費用負担軽減を図るため、豚熱ワクチン接種に係る経費を助成します。	・町内養豚農家 ・町内養豚場の飼育豚に接種するワクチン接種費用	1/3以内

【基盤整備関係：農村整備班】

	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率（額）
16	小規模基盤整備事業	農地維持や農作業の効率化のための小規模な基盤整備を支援します。	・町内に住所がある農業者又は農業者3名以上で組織する団体 ・農振区域内にある、20a未満又は不整形な農地及び受益面積が5ha未満の用排水設備などへの整備で、国、県等の補助事業に該当しないもの ・工事、機械リース、資材、燃料費等の経費の総額が8万円以上のもの 事業施工後8年間は、目的外の用途に供しないこと。	1/2以内(上限額100万円/年) 工種毎上限額 ・水田整備 25万円/10a ・暗渠排水 4万円/10a ・畑地整備 15万円/10a ・用排水整備 100万円/1工事

【日本型直支関係：農村整備班・農政班】

	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率（額）
17	多面的機能支払交付金	水路・農道等の維持管理や補修、植栽による景観形成等の地域活動の支援により、農業農村の多面的機能の維持・発揮と担い手の育成等の構造改革を後押しするため支援します。	・5年以上活動を継続する農業者等で構成する組織 ・農業の多面的機能を支える共同活動等の経費	交付単価10a当たり ・農地維持支払：田3,000円、畑2,000円、草地250円 ・資源向上支払：田2,400円、畑1,440円、草地240円 (田1,800円、畑1,080円、草地180円)75%単価 ・施設の長寿命化：田4,400円、畑2,000円、草地400円 (上限：200万円未満) ・加算：広域化・体制強化支援金 0～200ha未満：40,000円 200ha～1,000ha未満：80,000円 1,000ha以上：160,000円
18	中山間地域等直接支払交付金	中山間地などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者等の方々で構成する協定に対して、交付金を交付します。	・5年以上農業生産活動等を継続する農業者等で構成する集落協定及び個別協定 ・農業生産活動等の活動経費	交付単価10a当たり ・急傾斜：田21,000円、畑11,500円、草地10,500円 ・緩傾斜：田8,000円、畑3,500円、草地3,000円 ・加算(地目問わず) 棚田地域振興活動加算：10,000円 超急傾斜農地保全管理加算：6,000円 集落協定広域化加算：3,000円 集落機能強化加算：3,000円 生産性向上加算：3,000円
19	環境保全型農業直接支払交付金	自然環境の保全に資する農業生産活動の実施にともなう追加的コストの支援します。	・2戸以上の農家で組織する団体等 対象作物を販売目的で生産しており、「みどりのチェックシート」の取組みを実施していること ・化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う右記の取組(地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動)	交付単価10a当たり ・稲わら堆肥の施用：4,400円 (稲わら以外堆肥：2,200円) ・有機農業：3,000円～14,000円 ・加「-加ッ」：6,000円 ・比「ン」マ：3,200円又は5,400円 ・草生栽培：5,000円 ・冬期湛水：4,000円～8,000円

【鳥獣被害対策関係：林業振興班】

	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率（額）
20	農作物鳥獣被害対策事業	農作物の鳥獣被害を防止するための経費を助成します。	・農作物の鳥獣被害対策の実施者 ・対象経費 電気柵及び付帯設備 耐用性障害物ほか	1/2以内(上限額30万円)
21	狩猟免許及び銃砲所持許可取得事業	有害鳥獣捕獲の担い手の確保による農作物等被害の防止を支援します。	・わな猟免許及び第1種銃猟免許並びに銃砲所持許可を取得した者 ・わな猟免許又は第1種銃猟免許の取得に要する以下の経費 狩猟免許講習受講費用 狩猟免許受験費用 ・銃砲所持許可の取得に要する以下の経費 猟銃等初心者講習受講費用 射撃教習資格認定申請費用 猟銃用火薬類等譲受許可申請費用 銃砲所持許可申請費用	10/10以内。 (他の団体等から助成があった場合は、当該助成額を差し引いた金額)
22	猟銃等購入費補助金	猟銃に関する狩猟免許を新たに取得し、狩猟者登録を行った者の銃器等購入に対する経費を助成します。	・以下のすべてを満たす者 町内に住所を有し、交付申請日現在65歳未満の者 猟銃の狩猟免許を新たに取得し、宮城県の狩猟者登録、銃砲所持の許可を受け、猟銃を所持していない者 交付申請日に、町税等の滞納がない者 丸森町有害鳥獣駆除隊員の一人として、5年以上継続して捕獲に従事する者 ・猟銃及び装弾の保管庫	1/2以内 (上限100千円 1回限り) (他の団体等から助成があった場合は、当該助成額を差し引いた金額の1/2以内の額)



問合せ先：丸森町役場 農林課 (代表) TEL 72-2113